

---

令和6年 第8回（定例）津和野町議会会議録（第5日）

令和6年9月25日（水曜日）

---

議事日程（第5号）

令和6年9月25日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 町長提出第103号議案 令和5年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 町長提出第104号議案 令和5年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 町長提出第105号議案 令和5年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 町長提出第106号議案 令和5年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 町長提出第107号議案 令和5年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 町長提出第108号議案 令和5年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 町長提出第109号議案 令和5年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 町長提出第110号議案 令和5年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 町長提出第111号議案 令和5年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 町長提出第112号議案 令和5年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第13 町長提出第113号議案 令和5年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 町長提出第114号議案 令和5年度町道杉片河東線常盤橋修繕工事請負契約の締結について
- 日程第15 町長提出第115号議案 鹿足郡不燃物処理組合規約の変更について
- 日程第16 請願第3号 「現行の健康保険証を廃止しないことを求める意見書」の提出を求める請願について
- 日程第17 議員定数及び報酬等調査特別委員会中間報告について
- 日程第18 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第19 文教民生常任委員会の所管事務調査中間報告について
- 日程第20 議員派遣の件
- 日程第21 各委員会の閉会中の継続調査の申出について
- 追加日程第1 発議第3号 現行の健康保険証を廃止しないことを求める意見書  
(案)の提出について
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 町長提出第103号議案 令和5年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 町長提出第104号議案 令和5年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 町長提出第105号議案 令和5年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 町長提出第106号議案 令和5年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 町長提出第107号議案 令和5年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第8 町長提出第108号議案 令和5年度津和野町農業集落排水事業特別会計  
歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 町長提出第109号議案 令和5年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出  
決算の認定について
- 日程第10 町長提出第110号議案 令和5年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決  
算の認定について
- 日程第11 町長提出第111号議案 令和5年度津和野町介護老人保健施設事業特別  
会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 町長提出第112号議案 令和5年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算  
の認定について
- 日程第13 町長提出第113号議案 令和5年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算  
の認定について
- 日程第14 町長提出第114号議案 令和5年度町道杉片河東線常盤橋修繕工事請負  
契約の締結について
- 日程第15 町長提出第115号議案 鹿足郡不燃物処理組合規約の変更について
- 日程第16 請願第3号 「現行の健康保険証を廃止しないことを求める意見書」の  
提出を求める請願について
- 日程第17 議員定数及び報酬等調査特別委員会中間報告について
- 日程第18 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第19 文教民生常任委員会の所管事務調査中間報告について
- 日程第20 議員派遣の件
- 日程第21 各委員会の閉会中の継続調査の申出について
- 追加日程第1 発議第3号 現行の健康保険証を廃止しないことを求める意見書  
(案)の提出について

---

出席議員 (11名)

1番 道信 俊昭君	2番 大江 梨君
4番 米澤 宏文君	5番 横山 元志君

6番 沖田 守君

7番 御手洗 剛君

8番 三浦 英治君

9番 田中海太郎君

10番 寺戸 昌子君

11番 川田 剛君

12番 草田 吉丸君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (1名)

---

事務局出席職員職氏名

局長 倉木 正行君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 下森 博之君 副町長 ..... 島田 賢司君

教育長 ..... 岩本 要二君 総務財政課長 ..... 益井 仁志君

税務住民課長 ..... 中田 紀子君

つわの暮らし推進課長 ..... 宮内 秀和君

健康福祉課長 ..... 土井 泰一君 医療対策課長 ..... 清水 浩志君

農林課長 ..... 山下 泰三君 商工観光課長 ..... 堀 重樹君

環境生活課長 ..... 野田 裕一君 建設課長 ..... 安村 義夫君

会計管理者 ..... 小藤 信行君

---

午前9時00分開議

○議長 (草田 吉丸君) おはようございます。

元日の能登半島地震から僅か9か月が経過した今日、能登半島地域において再び大災害が発生し、犠牲者が出るという最悪の事態となりました。自然災害の理不尽さに胸の痛む思いであります。亡くなられた方に対しあ悔やみを申し上げるとともに、被災された方に対しあ見舞いを申し上げたいと思います。併せて不明者の無事と一刻も

早い救助を祈りたいと思います。

引き続いでお出かけをいただきましてありがとうございます。

ただいまより、令和6年第8回定例会5日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（草田 吉丸君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、横山元志議員、6番、沖田守議員を指名します。

---

#### 日程第2. 諸般の報告

○議長（草田 吉丸君） 日程第2、諸般の報告をします。

本定例会1日目に、監査委員会からの報告がありました令和5年度歳入歳出決算審査意見書の一部に訂正がありました。訂正箇所については、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第3. 議案第103号

#### 日程第4. 議案第104号

#### 日程第5. 議案第105号

#### 日程第6. 議案第106号

#### 日程第7. 議案第107号

#### 日程第8. 議案第108号

#### 日程第9. 議案第109号

#### 日程第10. 議案第110号

#### 日程第11. 議案第111号

#### 日程第12. 議案第112号

### 日程第13. 議案第113号

○議長（草田 吉丸君）　日程第3、議案第103号令和5年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、日程第13、議案第113号令和5年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上11案件につきまして、決算審査特別委員長の報告を求めます。5番、横山委員長。

○決算審査特別委員会委員長（横山 元志君）　決算審査特別委員会審査報告をさせていただきます。

令和6年第8回定例会において、本委員会に付託された令和5年度津和野町一般会計、特別会計及び公営企業会計の歳入歳出決算は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告させていただきます。

議案第103号令和5年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成多数にて認定させていただきました。

議案第104号令和5年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、全員賛成で認定させていただきました。

議案第105号令和5年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、全員賛成で認定させていただきました。

議案第106号令和5年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成多数で認定させていただきました。

議案第107号令和5年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、全員賛成で認定させていただきました。

議案第108号令和5年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、全員賛成で認定させていただきました。

議案第109号令和5年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について、全員賛成にて認定させていただきました。

議案第110号令和5年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、全員賛成で認定させていただきました。

議案第111号令和5年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、全員賛成で認定させていただきました。

議案第112号令和5年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、全員賛成で認定させていただきました。

議案第113号令和5年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、全員賛成で認定させていただきました。

1. 審査日は、令和6年9月6日、17、18、19、20日の5日間でさせていただきました。

2. 審査の結果及び概要と意見。

議案第103号令和5年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について。

1. 令和5年度歳入総額は111億5,093万9,906円、歳出総額は110億7,729万4,794円で、差引支出は7,364万5,112円（うち繰越明許費繰越額2,209万7,837円）で、実質収支額は5,154万7,275円の黒字決算でありました。

2. 令和5年度基金残高は、一般会計基金31億7,601万2,605円（前年比1億4,174万9,498円の減）であります。一方、地方債残高は、総額118億3,353万5,000円（前年比11億2,912万2,000円の増）であり、実質公債費比率は11.1%で、前年度より0.9ポイント上昇しております。実質公債費比率の上昇を抑制するため、今後も積極的に繰上償還を実施していただきたい。経常収支比率は前年度比1.0ポイント上昇し8.8%となっております。実質収支比率が高ければ高いほど財政の硬着化が進むため、できるだけ80%以内に抑えるよう努力されたい。また、令和5年度人件費比率は22.8%（前年比0.2%増）であり、嘱託職員が会計年度任用職員に移行して、物件費から人件費に移行した影響は大であるが、効果的な人員配置を努められたい。

令和5年度は、給食センター建設事業費の増額や津和野庁舎増築棟建設事業、地域活性化複合施設建設事業等、大型建設事業が多くあり、地方債残高や実質公債費比率を押し上げた要因であります。

学校給食センター建設事業の増額については、教育委員会が実施した施工検査において、会計は適切に処理されていると確認したところであった。

令和5年度は、大型事業の多い年度でもあり、併せて旧日原町の町行造林事業の交

付税措置のない償還が令和4年度から始まったことから、財政当局におかれでは、今後も計画的、効率的な財政運営に努められたい。

3. 町県民税については、滞納額179万円（前年比48万7,000円増）である。町県民税の収納率は99.2%で県内第4位であり、収納努力を高く評価するものである。引き続き収納率の維持に努められたい。固定資産税の滞納額は3,346万3,000円（前年比202万円増）である。その要因は、物価高騰や雇用状況など様々である。固定資産における不納欠損総額は144万円（前年比6万6,000円増）で、そのうち90万1,000円（30件）が処分停止、53万9,000円（87件）は、徴収未納によるものである。税の公平性の観点から、また厳しい財政状況であることも踏まえ、今後、納税相談等を綿密に行いながら、徴収努力を継続されたい。

4. 寄附金は、前年162万4,000円増で、主なものはふるさと納税が7,651万1,000円であり、努力を高く評価する。自主財源の乏しい当町において、ふるさと納税収入は貴重な財源であり、町内産品の販路拡大や宣伝に寄与するものであることから、関係者と連携し、今後更に研究を重ね、企業版ふるさと納税と合わせ、当面の目標である1億円の到達に尽力されたい。

以上、意見を付し、本決算は賛成多数で認定すべきであると決しました。

議案第104号令和5年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

1. 令和5年度歳入総額は10億4,497万482円、歳出総額は9億8,953万8,959円で、差引収支は5,543万1,523円で黒字決算である。

2. 国民健康保険税の滞納額は528万9,000円で、昨年度より5万2,000円減である。健康福祉課の徴収努力がうかがえる。税の公平性の観点から引き続き滞納徴収に努めるべきである。

3. 特定健康診査の受診率は50.5%、これは暫定率です。前年度比1.5%減である。平成31年度よりAIを活用した、対象者特性に応じた勧奨資材の作成・受診勧奨を行っている。疾病は初期での発見が重要であり、引き続き特定健康診査の受診率の向上を図られたい。

以上、意見を付し、本決算は賛成全員で認定すべきであると決しました。

議案第105号令和5年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

1. 令和5年度歳入総額は14億93万7,141円、歳出総額は13億4,649万567円で、差引収支は5,444万6,574円の黒字決算であります。

2. 介護保険税の滞納額は179万7,000円で、昨年より3万円増である。不納欠損処理は74万9,000円である。公平性の観点から引き続き滞納徴収に努めるべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決しました。

議案第106号令和5年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

1. 令和5年度歳入総額は3億2,180万846円、歳出総額は3億2,014万2,444円で、差引収支は165万8,402円の黒字決算である。

以上、本決算は賛成多数で認定すべきであると決しました。

議案第107号令和5年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

1. 令和5年度の歳入総額は4億5,301万6,791円、歳出総額は4億4,877万4,126円で、差引収支は424万2,665円の黒字決算である。令和6年度から公営企業会計に移行となる。引き続き他会計からの繰入額を減らす努力をされたい。

2. 下水道料金の未収額が21万2,000円で、昨年度より2万6,000円の増となっている。引き続き滞納徴収に努められたい。

3. 令和5年度末現在の接続率は、津和野処理区57.6%、日原地処理区88.3%である。

4. 下水道整備は大きな財政負担を生じるため、公営企業会計移行後も加入率を上げる努力が必要である。下水道未整備地区においては、合併処理浄化槽の設置に向け普及啓発を努められたい。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決しました。

議案第108号令和5年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

について。

1. 令和5年度の歳入総額は400万6,152円、歳出総額は360万4,588円で、差引収支は40万1,564円の黒字決算である。

以上、本決算は全員賛成で認定すべきであると決しました。

議案第109号令和5年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について。

1. 令和5年度の歳入総額は1,273万5,772円、歳出総額は1,273万5,772円の同額である。

以上、本決算は全員賛成で認定すべきであると決しました。

議案第110号令和5年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について。

1. 令和5年度の歳入総額は6,111万2,553円、歳出総額は5,899万9,821円で、差引収支は211万2,732円の黒字決算である。

以上、本決算は全員賛成で認定すべきであると決しました。

議案第111号令和5年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

1. 令和5年度の歳入総額は3億4,787万1,416円、歳出総額は3億3,932万3,549円で、差引収支は854万7,867円の黒字決算である。

以上、本決算は全員賛成で認定すべきであると決しました。

議案第112号令和5年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について。

1. 令和5年度の収益的事業収入総額は8億5,830万8,477円で、収益的事業支出総額は8億2,458万6,078円で、当年度純利益は2,765万2,399円の黒字決算である。資本的収入総額は8,551万2,891円、資本的支出総額は1億439万5,781円で、差引き1,888万2,890円の資金不足は、過年度分損益勘定留保資金から充当しています。

資本的収入及び支出が前年度を大幅に増大した要因は、MR Iを購入し、屋上ほか防水工事の施工によるものであります。

2. 患者数については、入院は1万5,369人で、対前年度比782人の増となりました。また、病床稼働率は85.7%（前年度81.6%）、平均在院日数は19.3日（前年度32.6日）となった。外来は1万7,883人で、対前年度比

488人の増となった。また、平均外来通院数は10.2回（前年度11.6回）となった。経常収支比率は102.5%、修正医業収支比率は89.5%であり、一般会計からの繰入れは損失補填及び処遇改善に充てられている。引き続き医療従事者の確保に尽力されたい。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決しました。

議案第113号令和5年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定について。

1. 令和5年度収益的事業収入総額は3億7,056万1,865円、収益的事業支出総額は3億3,234万9,643円で、当年度純利益は3,391万7,183円の黒字決算である。

資本的収入総額は3億1,769万4,000円、資本的支出総額は3億9,072万8,901円で、差引き7,303万4,901円の資金不足は、繰越利益剰余金等から充填している。

2. 一日も早い未給水地区の解消を目指し、町民が等しく水道供給を受益できるよう努められたい。

3. 安定した飲料水供給のためには、施設や管路の維持修繕は必要不可欠である。給水人口が減少し、財源確保が難しい中、恒常に一般会計からの繰入れが年々増加している。令和7年度より段階的に水道料金が引上げとなり、最終的に現状から40%値上げとなる。受益者から十分な理解が得られるよう、津和野町新水道ビジョンの概要の周知に努められたい。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決しました。

津和野町議会議長草田吉丸様。決算審査特別委員会委員長横山元志。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） それでは、これより委員長に対する質疑に入ります。

質疑につきましては、一般会計、特別会計、公営企業会計に分けて行いたいと思います。

まず最初に、一般会計に対する質疑をお願いします。ありませんか。三浦議員。

○議員（8番 三浦 英治君） それでは、令和3年度津和野町学校給食センター建設工事についてですけれども、この増額については、教育委員会が実施した施工検査

において会計は適正に処理されていることを確認したと報告されております。

決算書の276ページ、工事請負費7億6,212万2,000円が計上されております。事務報告書の教育委員会のページ、53ページには7億5,104万9,200円と計上されております。この差額1,107万2,800円はどうなのがなということがあるのと。また当時、会計は適正に処理されていると確認したことすれども、当時領収書の確認をすべきという同僚議員の強い発言がありました。確認はされたのか、2点ほどお願ひします。（発言する者あり）

すみません。それと、決算書134ページ、事務報告、医療対策課の2ページですけれども、介護保険関係の高齢者等の移動支援事業について、申請件数1団体の地域事業体等に経費の一部を補助100万円しております。令和4年度決算では、1団体に50万円の補助がされております。これは同一団体なのか、なぜ2倍になったのかというのが2点目。

次に3点目です。監査委員の歳入歳出決算審査意見書。審査意見の1の中に、中期財政計画について、現状は制度、実効性ともに十分な協議がなされた状況にないと思われると報告されております。

毎月定例監査があり、当局に対して監査委員は意見書が提出することができます。個々の問題を確認しているとは思うんですけども、この決算審査特別委員会では、この協議がなされた状況にないと思われる事例を確認したのか。この3点をお願いします。

○議長（草田　吉丸君）　横山委員長。

○決算審査特別委員会委員長（横山　元志君）　まず、先にありました給食センターの差額がある件については、ちょっと調査していないんで、ちょっと何とも言いかねます。

それで、2番目の領収書等の確認についてですが、これは給食センター建設等特別委員——建設に係る特別委員会の傘下、この特別委員会で調査するとなっていたところでしたが、建設をもって解散しておりますので、この調査はされておりません。

ただ、我々決算審査特別委員会で、教育次長、次長にどうなのがなというところで質

問したところ、教育長、次長のほうで確認し、適切に処理されるとというお返事をいただきましたので、このことを信じて報告させていただいております。

あと、それから高齢者等医療、これは和崎医院さんになります。それで令和4年度が50万円だった件は、下期のみ。令和5年度から1年分というところで、差額というか、それはそういう、半期だったから半分なんだということです。

それから、もう一件は何だったかな。中財。確認できなかつたことがあつたのか、なかつたかというの、ちょっと調査しておりません。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。よろしいですか。はい。そのほか、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようでしたら、次に特別会計について一括して質疑をお願いします。ありませんか。米澤議員。

○議員（4番　米澤　宏文君）　奨学金特別会計で10ページですが、ここに財産に関する調書とあります。基金の合計が4,752万1,192円、貸付金が3,850万6,000円。この差が900万ぐらいあるんですが、これは、分かればいいんですが、これは借手がなかつたのか、貸付けの基準が厳しかつたのか、900万残つているということはどういうことなのかなと思つていて。

○議長（草田　吉丸君）　横山委員長。

○決算審査特別委員会委員長（横山　元志君）　900万残つとの差額というのは、ちょっと全てを審査したわけではないですが、約1人の方が途中で奨学金も要らないということで、途中から奨学金を出していないところがありましたので、全部がそれではないんですけど、一部それである。あとほかのことについてはちょっと調査しておりません。すみません。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようでしたら、次に公営企業会計について一括して質疑をお願いします。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、以上で決算審査特別委員長に対する質疑を終結します。横山委員長、お疲れさまでした。

続きまして、討論、採決に入ります。議案第103号令和5年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　委員長報告に反対の立場で討論させていただきます。

行政と住民がお互いに手を取り合い、協働し、地域を維持していく対策を講じていかなくては、疲弊した地域を守っていくことはできません。課題解決をする必要があります。町民の力を引き出す必要があります。

そして、教育費についてです。義務教育は無償であるにもかかわらず、教育の一部である学校給食が有償になっています。生きるために必要な栄養や食材、農業や漁業の役割を理解する機会になっている学校給食は無償にすべきです。

以上の立場から、令和5年度津和野町一般会計決算に反対します。

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第103号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

賛成（9名）

道信 俊昭君	大江 梨君
米澤 宏文君	横山 元志君
沖田 守君	御手洗 剛君
三浦 英治君	田中海太郎君
川田 剛君	

反対（1名）

寺戸 昌子君

---

○議長（草田 吉丸君） 議案第104号令和5年度津和野国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第104号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

賛成（10名）

道信 俊昭君	大江 梨君
米澤 宏文君	横山 元志君
沖田 守君	御手洗 剛君
三浦 英治君	田中海太郎君
寺戸 昌子君	川田 剛君

反対（0名）

---

○議長（草田 吉丸君） 議案第105号令和5年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第105号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

賛成（10名）

道信 俊昭君	大江 梨君
米澤 宏文君	横山 元志君
沖田 守君	御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対 (0名)

---

○議長（草田 吉丸君） 議案第106号令和5年度津和野町後期高齢者医療特別会計  
歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言  
を許します。寺戸議員。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢  
者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける悪法です。  
後期高齢者医療制度そのものに反対しています。

以上の立場から、令和5年度後期高齢者医療特別会計決算に反対します。

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第106号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定で  
あります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対  
の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本  
案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

賛成 (9名)

道信 俊昭君 大江 梨君  
米澤 宏文君 横山 元志君  
沖田 守君 御手洗 剛君  
三浦 英治君 田中海太郎君  
川田 剛君

反対（1名）

寺戸 昌子君

---

○議長（草田 吉丸君） 議案第107号令和5年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第107号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

賛成（10名）

道信 俊昭君 大江 梨君  
米澤 宏文君 横山 元志君  
沖田 守君 御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対 (0名)

---

○議長（草田 吉丸君） 議案第108号令和5年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第108号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

賛成 (10名)

道信 俊昭君

大江 梨君

米澤 実文君

横山 元志君

沖田 守君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対 (0名)

---

○議長（草田 吉丸君） 議案第109号令和5年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第109号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。——押し忘れはありませんか。

（発言する者あり）押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 採決を締め切ります。（発言する者あり）（「ちょっとおかしいですね」と呼ぶ者あり）機械がおかしい。（発言する者あり）ちょっと機械のほうが、故障したんですかね。どうやろう。もう一遍やろうか。（発言する者あり）（「点灯しました」と呼ぶ者あり）しました。（発言する者あり）もう一遍やろうか。（発言する者あり）ちょっと休憩を取ろうか。再度。（「ちょっともう一回投票ボタンを押すように」と呼ぶ者あり）少し機械の調子が悪いようですので、もう一度、皆さん、採決のボタンを確認してみてください。いいですか。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

賛成（10名）

道信 俊昭君

大江 梨君

米澤 宏文君

横山 元志君

沖田 守君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対 (0名)

---

○議長（草田 吉丸君） 議案第110号令和5年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第110号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

賛成 (10名)

道信 俊昭君

大江 梨君

米澤 宏文君

横山 元志君

沖田 守君

御手洗 剛君

三浦 英治君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対 (0名)

---

○議長（草田 吉丸君） 議案第111号令和5年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第111号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

賛成（10名）

道信 俊昭君	大江 梨君
米澤 宏文君	横山 元志君
沖田 守君	御手洗 剛君
三浦 英治君	田中海太郎君
寺戸 昌子君	川田 剛君

反対（0名）

---

○議長（草田 吉丸君） 議案第112号令和5年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第112号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

賛成（10名）

道信 俊昭君	大江 梨君
米澤 宏文君	横山 元志君
沖田 守君	御手洗 剛君
三浦 英治君	田中海太郎君
寺戸 昌子君	川田 剛君

反対（0名）

---

○議長（草田 吉丸君） 議案第113号令和5年度津和野町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第113号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は1のボタンを、反対

の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

賛成（10名）

道信 俊昭君	大江 梨君
米澤 宏文君	横山 元志君
沖田 守君	御手洗 剛君
三浦 英治君	田中海太郎君
寺戸 昌子君	川田 剛君

反対（0名）

---

#### 日程第14. 議案第114号

○議長（草田 吉丸君） 日程第14、議案第114号令和5年度町道杉片河東線常盤橋修繕工事請負契約の締結についてを議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 本定例会に追加で提案をいたします案件は、契約案件1件でございます。重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、可決賜りますようお願い申し上げます。

議案第114号でございますが、令和5年度町道杉片河東線常盤橋修繕工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） それでは、議案第114号令和5年度町道杉片河東線常盤橋修繕工事請負契約の締結につきまして御説明いたします。

工事名につきましては、令和5年度町道杉片河東線常盤橋修繕工事でございます。

契約の方法は、一般競争入札です。

契約の金額は5,335万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が485万円であります。

契約の工期は、着工が津和野町議会の議決のあった日の翌日、完成は令和7年3月28日を見込んでおります。

契約の相手方は、住所、島根県鹿足郡津和野町枕瀬575番地9、氏名、堀建設株式会社、代表取締役堀大地でございます。

なお、入札における応札者は2者、落札率は99.1%となっております。

裏面に資料といたしまして、建設工事請負仮契約書の写しを添付しておりますので、御確認ください。

続いて、工事概要について御説明いたします。

道路法等の関係法令の改正によりまして、トンネル、橋、その他道路を構成する施設等は、損傷、腐食、その他の劣化などの異常により、道路の構造や交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるものについて、5年に1回の近接目視を基本とした点検の実施が求められています。

この常盤橋は、この点検結果により、早晚、利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、早期に対策を講じる必要がある状態と判定されたため、適正な維持管理及び長寿命化を図ることを目的に修繕工事の措置を行うものであります。

当該橋梁は、昭和48年に建設された橋長41.55メートルの鋼トラス橋であります。なお、鋼トラス橋は、構成の三角形に組み合わせた骨組みで桁を造った橋であります。

参考資料の図面を御覧ください。補修計画の図面となります。横から見た側面図と上から見た平面図を示しておりますが、図面の左側が町田側、森鷗外記念館側になります。右側が後田の片河側になります。西周旧居側となります。

補修内容につきましては、側面図及び平面図に図示しておりますとおり、橋面部、床版部及び鋼材部の腐食や断面欠損、支承部のアンカーボルトの脱落、下部工部の橋脚部分の剥離・鉄筋露出、浮き、ひび割れ等の損傷に対しまして補修や部材交換を行うも

のあります。

詳細につきましては、この図面の下段の補修内容の表にまとめておりまますので、また御確認ください。

なお、本件は、津和野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定されておりまます、予定価格5,000万円以上の工事に該当する案件であることから、議会の議決を求めるものでございます。

以上であります。

○議長（草田 吉丸君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。道信議員。

○議員（1番 道信 俊昭君） もう一者名、社名を教えてください。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 応札者、もう一者は、有限会社山田土木であります。

○議長（草田 吉丸君） ありませんか。横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） この契約書にあります7番、建設発生土の搬出先となつておりますが、この橋はもう鉄だけでできとる橋で、泥は発生しないのではないかと思ひますが、いかがでしょう。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 建設発生土は、特にそうですね、道路の修繕を行いますので出てこないと思います。

ただ、この仮契約書のところに、7番、建設発生土の項目がついておりますが、これは最初の契約書のフォーマットがこうなっておりまして、別記の部分でそのような搬出があったり、ほかに建設リサイクル法に該当することがありましたら記載するようになっております。

ですから、表面の部分はこのように記載しておりますが、該当がなかつたらその部分で該当なしということを表記させていただいております。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君） ございませんか。米澤議員。

○議員（4番 米澤 宏文君） これ、補修となつていますが、ほとんど架け替えです

か。

○議長（草田 吉丸君） 建設課長。

○建設課長（安村 義夫君） 工事の内容ですが、先ほど御説明いたしましたが、架け替えはいたしません。腐食した部分を新たに部品を交換したり、塗り直したり、コンクリート部分につきましても、また新たにコンクリート等で、そういうしたもので補修をすることになりますので、新たに架けるものではございません。

○議長（草田 吉丸君） ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第114号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

賛成（10名）

道信 俊昭君	大江 梨君
米澤 宏文君	横山 元志君
沖田 守君	御手洗 剛君
三浦 英治君	田中海太郎君
寺戸 昌子君	川田 剛君

反対（0名）

---

日程第15. 議案第115号

○議長（草田 吉丸君）　日程第15、議案第115号鹿足郡不燃物処理組合規約の変更についてを議題とします。

執行部より提案理由の説明を求める。町長。

○町長（下森 博之君）　それでは、議案第115号でございますが、鹿足郡不燃物処理組合規約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

なお、当議案につきましては、本来であれば初日に上程をするものでございましたけれども、失念をし、本日最終日にこの追加提案という形になりましたことをおわびを申し上げたいと思っております。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（草田 吉丸君）　環境生活課長。

○環境生活課長（野田 裕一君）　それでは、議案第115号鹿足郡不燃物処理組合規約の変更についてです。

地方自治法第290条の規定により、鹿足郡不燃物処理組合規約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次ページの新旧対照表を御覧ください。

第4条、組合の事務所は、「鹿足郡吉賀町六日市750番地」から、「鹿足郡吉賀町幸地1319番地」とします。

附則といたしまして、この規約は令和6年10月1日から施行します。

以上でございます。

○議長（草田 吉丸君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより議案第115号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対ボタンにより表決]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

賛成（10名）

道信 俊昭君	大江 梨君
米澤 宕文君	横山 元志君
沖田 守君	御手洗 剛君
三浦 英治君	田中海太郎君
寺戸 昌子君	川田 剛君

反対（0名）

---

### 日程第16. 請願第3号

○議長（草田 吉丸君） 日程第16、請願第3号「現行の健康保険証を廃止しないことを求める意見書」の提出を求める請願についてを議題とします。

この案件につきましては、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 異議なしと認めます。したがって、請願第3号については委員会の付託を省略することに決定しました。

本請願につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本請願について、紹介議員より説明を求めます。寺戸議員。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 「現行の健康保険証を廃止しないことを求める意見書」の提出を求める請願について、趣旨説明をさせていただきます。

現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証のみになることに多くの町民が不安を持っています。ポイントがつくときにマイナンバーカードをつくったが、他人に番号を教えてはいけない。コピーを取ってもいけない。とても大切なものと言われ、押入れの奥にしまった。持ち歩くのが怖いとか、地域の助け合いで認知症の方のお世話をしている人は、健康保険証を預かって病院の受診に付き合っています。健康保険証は預かれても不安はありませんが、マイナンバーカードは怖くて預かれないと言っています。介護事業所では、マイナンバーカードを保険証として預かることはしないという声を聞いています。

2021年10月から、マイナンバーカードと健康保険証が一体化したマイナ保険証の本格的な運用が始まりました。しかし、マイナ保険証の誤登録など個人情報の流出や、他人の薬が自分に処方されたりする命に関わるトラブルが噴出しています。

全国18の地方紙は、マイナンバーカードに保険証機能を持たせたマイナ保険証に関する合同アンケートを実施しています。現行の保険証を残してほしいという意見が8割を占め、依然として廃止への不安や疑問が根強い実態が浮かんだと報告しています。

政府は、現保険証新規発行が2024年12月2日で終了するとして、マイナ保険証への移行推進を急がせ、現行保険証廃止を進めていますが、現行の保険証を廃止すれば、いつでもどこでも誰もが医療を受けられる国民皆保険制度の崩壊につながりかねません。

津和野町議会におかれましては、マイナ保険証の問題の現状を理解され、現行保険証の廃止を行わないよう国関係機関へ意見書を提出していただくようお願い申し上げます。

○議長（草田 吉丸君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。三浦議員。

○議員（8番 三浦 英治君） 文面中の現行の保険証を廃止すれば、いつでもどこで

も誰もが医療を受けられる国民皆保険制度の崩壊につながるとしております。

今、高齢化や医療技術の発達によって日本の国民医療費が毎年1兆円を超えるペースで進んでおります。この国民皆保険制度を維持していくには、負担の仕組みを超高齢化社会に合った制度に変える必要がある。そのための施策の一環であろうと思います。

また、12月2日に廃止されますが、改正法の経過措置により、廃止日から最長1年間は引き続き使用することが可能となっております。この皆保険の崩壊につながるというのがどういうことか理解できないので、説明をお願いします。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　先ほど説明した中に、マイナンバーカードを持ち歩くのが怖いという方もおられました。そのマイナンバーカードを持ち歩くことでしか受診ができなくなりますと、受診を控えてしまう。ちょっとまだ我慢しようかということが起きたります。

それから、保険証が廃止された後も資格確認書というものが発行されるんですが、それは当分の間は申請は不要で、各人のところに届けられるんですが、その後、申請が必要になってくると言われております。そうなると、申請をしに行くのを忘れたりするということも起きたります。など、それからやはり今現在不安をたくさん的人が持つておられる中で健康保険証が廃止されるということで、病院の受診を控えられるという方が出てくると思います。

高齢化社会に対応した医療制度をつらなくてはいけないとは思いますが、今現在の人の命を守るために大事なことではないかと思います。マイナ保険証を使われる方、健康保険証を使われる方、両方をこう進めていって、国民の全ての皆さんのがほぼ理解された段階で廃止されるというなら分かるんですが、今現在かなりの方が不安を持っておられるので、今現在はやめてほしいということです。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　ありませんか。道信議員。

○議員（1番　道信　俊昭君）　いつもなんですかけれども、かなりの方とか多くの人とか、こういう言葉でというのが、一体それじや何人なのというふうになってくるんで

すけれども、その辺りはちゃんと把握し、どういう形で言われるのかというのがちょっとよく分からんのですけれども、その辺りちょっとお答え願えます。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　先ほど説明させていただいた中に、全国18の地方紙がアンケートを取っております。その中で8割の方が不安を持っておられるという結果が出ております。町内での調査はしておりませんが、そこからです。

○議長（草田　吉丸君）　ありませんか。道信議員。

○議員（1番　道信　俊昭君）　別な件ですけれども、私もこれをかなり勉強したつもりではあるんですけども、医療費がすごく上がっていますよね。そっちのほうが崩壊しそうなんですけれども。と同時に我々の保険料もどんどん上がってくる。だからその医療費が上がってくる原因というものの一つに、今の保険証があまりにも軽すぎる。

実際にあれを例えば役場に出して行っても、それは信用というか、個人を特定するものではないというふうに見られて、私なんかも例えれば免許証もちゃんと顔写真がついた免許証を出しなさいというふうに言われるわけなんで、それがもつともだというふうに思っているんですけども。私達はあまりなじみがないんですけども、通称名と実際の名前と分けておられる方がおられると。通称名で受診されてもそれでも受診ができる。その人は実際にはどういう形なのか、実在するのか、あるいはどうなのか、医療費を払っているのか、よく分からぬといふやうなを見ると、それではいけないと思つてます。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（10番　寺戸　昌子君）　不正に利用される方がおられるので、健康保険証を早く廃止したほうがいいという御質問だと思うんですが、不正に使われる方、その方はそれはいけないことだと思いますが、健康保険証を廃止することで、不安を持たれている方、それから受診を控えられる方、そしてそれが命に関わるようなことになつてはいけないと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　ありませんか。川田議員。

○議員（11番 川田 剛君） 今、道信議員がおっしゃられた、その恐らく成り済ましですとかそういうのもすごく分かります。

僕は、当然いざれかはマイナンバーカードに移行していくんだろうと思うんですよ。たまに窓口にいますと、印鑑登録もカードに変わっています。本人が来て免許証を持っているのに、印鑑カードがないと印鑑登録が出せない。便利な一方で、そういう方って多いのは分かるんですよ。マイナ保険証も同じことだと思います。今のこの過渡期の中で、マイナンバーカードを持っていない方にとっては不安があると思います。当然、僕も覚えていますけど、国会では、あれはもう絶対に鍵をかけて締まっておけと、絶対に持ち歩かないように、番号も見えないようにと言っていたものが、いつの間にか携帯してもいいようになってきて、ちょっとそれをどうなのかなというのもあるんですけども、こここのそのマイナンバーカードの保険証の問題、これで保険証の廃止を行わないことを求める請願ですよね。

確認したいのは、これはマイナンバーカードの廃止を求めるものではない。そういう考え方で、あくまでこの請願者は、マイナンバーカードはいつかは使ってもいいよと、保険証として使ってもいいけれども、現時点においては廃止はしないでほしい。そういう趣旨でよろしいでしょうか。

○議長（草田 吉丸君） 寺戸議員。

○議員（10番 寺戸 昌子君） 国民の理解がしっかり得られた上で健康保険証の廃止ということです。

○議長（草田 吉丸君） ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。横山議員。

○議員（5番 横山 元志君） 賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

今回の請願は、単にマイナンバーカードと保険証を一緒にしてくれるなというだけではないと私は思っております。行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用に関する法律、いわゆるマイナンバー法ですが、これは国が個人に対し、勝手にナンバリングするという人権侵害も甚だしい悪法だと私は思っております。

この悪法に私としては一石を投じたいという意味合いでも、私はこの請願は採択すべきだと考えますので、賛成させていただきます。

以上です。

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 討論なしと認めます。

これより請願第3号を採決します。本請願を採択することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田 吉丸君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、請願第3号「現行の健康保険証を廃止しないことを求める意見書」の提出を求める請願については採択と決定しました。

---

賛成（8名）

大江 梨君

米澤 宕文君

横山 元志君

沖田 守君

御手洗 剛君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（2名）

道信 俊昭君

三浦 英治君

---

日程第17. 議員定数及び報酬等調査特別委員会中間報告について

○議長（草田　吉丸君）　日程第17、議員定数及び報酬等調査特別委員会中間報告についてを議題とします。

議員定数及び報酬等調査特別委員会より中間報告をしたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　議員定数及び報酬等調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

議員定数及び報酬等調査特別委員会委員長の発言を許します。川田委員長。

○議員定数及び報酬等調査特別委員会委員長（川田　剛君）　議員定数及び報酬等調査特別委員会中間報告。

令和6年第5回（6月）津和野町議会定例会において設置された議員定数及び報酬等調査特別委員会の調査について、津和野町議会会議規則第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

- 1、調査事件、議員定数及び報酬等調査に関すること。
- 2、調査目的、津和野町議会に求められる役割と責任を今後も十分に果たしていくため。本議会における適正な議員定数及び議員報酬等について調査研究を行うため。
- 3、調査方法、机上調査。
- 4、調査の経過、令和6年8月20日、令和6年9月11日、共に議長を除く全議員であります。

8月20日、（欠席）沖田守委員。

9月11日、（欠席）米澤宏文委員、沖田守委員、寺戸委員。

共に議員定数・報酬の調査検討についてであります。

5、調査の概要と意見。

- ①第1回においては、まず議員定数について調査することとした。
- ②第2回において、県内町村議会の議員定数や、これまでの津和野町議会の運営体制、広く住民の意見を反映できる体制などを鑑み、本特別委員会としては、津和野町議会の議員定数は現状の12名とすることとした。

③本町も含め、全国的に町村議会議員の成り手不足が深刻化しており、町村議会議員の報酬が県議会議員や市議会議員に比べて著しく低いことが主な要因の一つであることは、政府の第33次地方制度調査会においても明確に指摘されている。

④報酬等の調査について検討する中で、政務活動費の導入についても検討すべきという意見もあったが、津和野町議会の議員報酬は、平成17年から同額であることから、本特別委員会では議員報酬の在り方について調査を実施することとした。

⑤今後の調査では、県内町村議会議員の報酬額や、いわゆる原価方式（議員の活動量を首長の活動量と比較し、その割合を首長の給料に乗じて議員報酬額を算定する方式）による報酬額などを調査し、津和野町議会における適正な議員報酬を検討することとした。

⑥なお、隔年で実施している議会の視察研修は、これまで2万円の公費と、議員の私費による月額1万円の積立てによって実施しているが、議会の視察研修が公務であることを鑑み、次期改選後における議会の視察研修においては、公務に当たる者は全額公費で賄われるよう町長に要請する。

6、調査の継続、本特別委員会の目的を達するため、引き続き継続調査とする。

津和野町議会議長草田吉丸様、議員定数及び報酬等調査特別委員会委員長川田剛。

○議長（草田　吉丸君）　委員長、お疲れでした。

以上で、議員定数及び報酬等調査特別委員会中間報告についてを終了します。

ここで10時40分まで休憩といたします。

午前10時26分休憩

午前10時40分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続いて、会議を再開します。

---

#### 日程第18. 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（草田　吉丸君）　日程第18、総務経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。御手洗委員長。

○総務経済常任委員会委員長（御手洗 剛君） 所管事務調査報告書。

令和6年第5回（6月）定例会において、許可をいただきました所管事務調査において、会議規則第77条の規定に基づき報告します。

- 1、調査事項、空き家の現状について。
- 2、調査目的、現状を調査して議会活動に資するため。
- 3、調査方法、机上調査並びに現地調査。
- 4、調査の経過。

日時、令和6年7月8日（月曜）午前9時より。

場所、津和野町役場本庁舎第5・6会議室。机上調査。

出席者、総務経済常任委員会委員5名、議長。

つわの暮らし推進課、宮内秀和課長、山本早苗課長補佐。商工観光課、堀重樹課長。

日時、令和6年8月26日（月曜）午後1時30分より。

場所、津和野コミュニティセンター会議室。

後田 伝統的建造物群保存地区、現地調査。

出席者、総務経済常任委員会委員5名、議長。

日時、令和6年9月4日（水曜）午後1時30分より。

場所、津和野町役場本庁舎委員会室、机上調査まとめ。

出席者、総務経済常任委員会委員5名、議長。

つわの暮らし推進課、宮内秀和課長。

現状であります。

近年、全国的に人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会ニーズの変化に伴い、空き家等が年々増加している。津和野町においても、空き家の増加は避けられない状況にある。

空き家は個人の財産であり、所有者等が自己責任において自主的に管理することが原則である。しかし、空き家等の中には適切に管理が行われていないものもあり、防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがある。

平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が成立し、本町においても平成31年3月に津和野町空家等対策計画（計画期間平成31年度～令和5年度）

を策定し、取組を進めてきた。

一方、その後も空き家等の数は増加し続けており、今後も更に増加することが見込まれる。こうした中、倒壊の危険等がある空き家等の除却等の促進にとどまらず、空き家等の適切な管理の確保や、その活用拡大に向けて、空き家等の総合的な強化を図るため、第2期津和野町空家等対策計画（計画期間令和6年度～令和10年度）が策定された。

1として、空き家等の状況でございます。

令和3年度調査と、次ページに、3ページの上段であります、平成26年に調査したものと比較をしております。

平成26年調査においては、津和野地区で302戸、日原地区で198戸、合わせて500の戸数が空き家となっておりました。

それを令和3年度に調査したものでございますが、前ページに戻りますが、津和野町総数で619戸、そのうち津和野地区で414戸、日原地区205戸と、共に増加傾向にございます。

なお、表中の判定結果A B C Dにつきましては、そのランク別を表したものでございまして、Aが比較的良いといいますか、老朽が進んでいない。Dが倒壊の危険性があるなど住むことができない状況のもの等について、それぞれ戸数を表しておるものであります。

2として、情報空き家バンク事業についてであります。

令和5年度の実績として、新規登録件数が32件、そのうちといいますか、利用希望者紹介件数、これに68件ございました。

実際に入居件数としては19件、人数にして35人の方が入居されたということであります。

令和6年3月31日現在の登録件数は、総数で318件であります。

3として、空き家関連補助金の状況について、令和3年度から5年度にどのような補助金が使われたかということを示している表を掲げております。

空き家改修事業補助金で、3年度と比較していただきたいと思いますが、令和5年度においては、7件の315万9,000円。

空き家活用事業助成金、14件の121万7,000円。

民間賃貸住宅建設（改修）支援事業補助金、5件の4,800万円。

令和5年度から新たにできました補助金、つわの住まいる応援事業補助金、14件の1,365万円。

老朽危険空家除却支援事業補助金10件の1,200万円であります。

また、そのうちの津和野町伝統的建造物群保存地区保存事業補助金に係る実績として、令和3年度から令和5年度までどのような推移を見たかということで掲げております。建築物で2棟分でありますが、1,345万9,000円の補助額。建築物で800万円。工作物、土壟等であります、300万円。令和3年度からのトータルで7,045万9,000円という大きな金額が補助として出ておるという状況にございます。

調査結果と課題についてであります。

除却についてでありますが、個人で除却を行う場合、老朽危険空き家除却補助金はニーズが多く、県に引き続き補助額について要望していくべきであります。

個人で除却が行われない場合、行政は特定空き家や管理不全空き家に認定することができます。所有者は固定資産税が高くなるが、いずれの場合も調査が必要で、専門業者へ依頼しなければならないということになっております。

固定資産税の納税者と相談者は別である場合も多く、行政の事務負担が非常に重いものであります。

活用についてであります。

まず住居でございます。

「あきそる」というサービスを活用。固定資産税のお知らせと一緒にサービスの案内をしており、手放したいとか修繕したいというような相談に応じてくれます。ゼロ円マッチングというサービスが特徴でございます。

空き家調査後の再調査はしていないために、入居された物件もあれば、更に状態が悪くなっている場合もございます。空き家の管理や見回りはできていない状況にあります。

町営住宅においても同じ状況であるため、住宅を一括管理する部署を行政内に設け

ることや、民間の力を活用すべきであります。

つわの住まい応援事業や民間賃貸住宅建設（改修）支援補助金事業の利用は好調であり、今後の運用方法を更に検討されたい。

次に商店であります。

令和5年7月から商工観光課、商工会、つわの暮らし推進課等で協議会を立ち上げ、空き家店舗活用に向け、今年度より動く予定となっております。

伝統的建造物群保存地区であります。

今回の現地調査は、外観を見ることにとどまりましたが、特定物件以外の周辺で草等が繁茂し、管理不十分な建物が多い状況にあります。景観的にも観光の拠点にふさわしくないものであり、何らかの対応が急がれるところであります。

審査意見であります。

1として、人口減少に伴い、空き家も年々増加しており、環境悪化をもたらす状況にあります。活用また除却するにしても定期的な現状把握が必要であります。

また、空き家は全町的な課題ですが、津和野地区中心部は観光の拠点でもあり、伝建地区も有するため、詳細な情報聴取が求められます。他地域より優先度が高いものと考えます。

2として、空き家問題は活用にしても除却にしても、100件あれば100通りのパターンがあり、一括対応やマニュアル化が難しい側面があります。そのため、職員の事務負担が非常に重たくなっております。そのため、民間団体等による空き家の管理や活用の仕組みの必要性を感じるところであります。

また、自治会等の協働により、地域の空き家の除却・活用・管理を進めていく方法の検討も必要であると考えます。

3として、補助金交付回数が同一物件に対し1回限りとなっておりますが、実情に合わせて見直しをする必要があると考えます。

以上、令和6年9月25日、津和野町議会議長草田吉丸様、総務経済常任委員会委員長御手洗剛。

以上であります。

○議長（草田　吉丸君）　これより委員長報告に対する質疑に入ります。ありません

か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） ないようですので、質疑を終結します。

以上で、総務経済常任委員会の所管事務調査報告を終了します。委員長、お疲れさまでした。

---

#### 日程第19. 文教民生常任委員会の所管事務調査中間報告について

○議長（草田 吉丸君） 日程第19、文教民生常任委員会の所管事務調査中間報告についてを議題とします。

文教民生常任委員会委員長の報告を求めます。寺戸委員長。

○文教民生常任委員会委員長（寺戸 昌子君） 文教民生常任委員会所管事務報告の中間報告をいたします。

令和6年第5回（6月）定例会において、許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第47条第2項の規定に基づき報告いたします。

調査事件、廃棄物処理の現状と課題。

調査目的、現状を調査し議会活動に資するため。

調査方法、机上調査及び現地調査。

調査の経過。

（第1回）

日時、令和6年6月24日（月曜日）午前9時から。

場所、津和野町役場本庁舎委員会室、机上調査。

出席者、文教民生常任委員会委員5名。

内容、調査点の確認、日程について協議。

（第2回）

日時、令和6年7月23日（火曜日）午前9時から。

場所、津和野町役場本庁舎委員会室、机上調査。

出席者、文教民生常任委員会委員4名、（欠席）沖田守。

環境生活課、野田裕一課長。

内容、所管課からの回答を集約、問題・課題について机上調査。

(第3回)

日時、令和6年9月6日（金曜日）午前11時45分から。

場所、津和野町役場本庁舎委員会室、机上調査（まとめ）。

出席者、文教民生常任委員会委員4名、（欠席）沖田守。

内容、今後の調査点の確認、日程について協議。

中間報告。

津和野町における廃棄物処理の現状は、不分別によるごみの排出、生ごみ削減の必要性等の課題がある。また、粗大ごみリユース等を含むごみ総量の減量が不可欠である。更なる現地調査等を実施するため継続調査とする。

以上、令和6年9月25日、津和野町議会議長草田吉丸様、文教民生常任委員会委員長寺戸昌子。

○議長（草田　吉丸君）　以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査中間報告を終了します。委員長、お疲れでございました。

---

#### 日程第20. 議員派遣の件

○議長（草田　吉丸君）　日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　御異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

---

#### 日程第21. 各委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（草田　吉丸君）　日程第21、各委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

委員会	目的	事 項	期 限
議員定数及び報酬等調査特別委員会	本議会に求められる役割と責任を十分に果たして行くため、適正な議員定数及び議員報酬等について調査、研究	議員定数及び報酬等	特別委員会設置の日（令和6年6月14日）から調査終了まで
総務経済	議会活動に資するための所管事務調査	津和野町地域防災計画のうち、主に火災対策	12月定例会まで
文教民生	〃	廃棄物処理の現状と課題	12月定例会まで
議会運営	所掌事務調査	議会の運営に関する事項	12月定例会まで

お諮りします。申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

先ほど請願第3号「現行の健康保険証を廃止しないことを求める意見書」の提出を求める請願が採択されました。この請願は、意見書の提出を求める請願であります。つきましては、発議第3号現行の健康保険証を廃止しないことを求める意見書（案）の提出についてを日程に追加し、追加日程第1、発議第3号としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（草田 吉丸君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

日程の追加をお願いします。

ここで11時5分まで暫時休憩といたします。

午前11時00分休憩

午前11時05分再開

○議長（草田 吉丸君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

追加日程第1. 発議第3号

○議長（草田　吉丸君）　追加日程第1、発議第3号現行の健康保険証を廃止しないことを求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

お諮りします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　御異議なしと認めます。したがって、発議第3号は趣旨説明を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより発議第3号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れないしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

賛成（8名）

大江　　梨君

米澤　　宕文君

横山　　元志君

沖田　　守君

御手洗　剛君

田中海太郎君

寺戸 昌子君

川田 剛君

反対（2名）

道信 俊昭君

三浦 英治君

---

○議長（草田 吉丸君） 意見書の提出先については、議長に一任いただきたいと思い  
ますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田 吉丸君） 御異議なしと認めます。各関係機関の方へ津和野町議会の意  
見書として提出してまいりたいと思います。

---

○議長（草田 吉丸君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。令和6年第8回津和野町議会定例会を閉会します。お疲れさまで  
した。

午前11時07分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員